

続・嫡出の推定

本紙5月版において「嫡出の推定～300日問題」を寄稿致しました。その中では、遺言書作成にあたり戸籍を調査した結果、300日規定により戸籍上面識のない息子がいることが発覚した事例を取り上げました。結末として、遺言書を作成したお客様が、付言の中で遺留分を主張しないで欲しいとの趣旨を述べるとともに、これからDNA鑑定をしていくつもりであるということをお伝え致しました。

この時点においては、私もDNA鑑定で親子関係が否定されれば法律上の親子関係も否定され、相続人ではなくなる可能性があると考えていましたが、今年の7月17日に最高裁判所において上記見解とは異なる判断が示されました。

今回は、世間でも物議を醸しましたこの判決を取り上げたいと思います。

＜最高裁判所の判断＞

事案は、夫Aと妻Bに夫婦としての実態がありながら、妻が別の男性Cの子を懐胎したことが判明したものの、夫婦の子として出生届を提出し、その後、離婚に至ったというものです。子の父親が誰かということが争われ、DNA鑑定が行われました。その結果99.99%の確率で子の父親はCであるとの判断がされましたが、最高裁判所は次のとおり判断し、法律上の父がAであるとした。

「夫と子の間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、・・・嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない」

＜民法の規定＞

ここで、民法の規定を確認すると、民法では、婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定し(第772条)これを争う場合には出生を知ったときから1年以内に嫡出否認の訴えを提起しなければならないと



定めています(第777条)。仮にこの期間を経過した場合には、懐胎時に既に夫婦の実態が失われていた等の事情がない限り、親子関係を否定することはできないとされています。

＜親子とは＞

このような民法の規定をみると、今回の最高裁判所の判断は、事実上の親子関係と法律上の親子関係を分けて考え、法律上の親子関係に関しては民法の規定を尊重するという立場を示したものといえるでしょう。

確かに、子のために法律上の親子関係を早期に確定する必要があることも事実です。しかしながら、近年の科学技術の発達により血縁関係がほぼ確実に証明できるにもかかわらず、画一的に法律上の親子関係を維持することには問題もあります。現実には、嫡出の推定を嫌い母親が出生届を提出しない無戸籍の子供が増えているということも無視できない問題です。無戸籍であれば、住民登録もできないばかりか、必要な予防接種等も受けることができません。



今回の最高裁判所の判断には、5人の裁判官のうち2人が反対しています。このことから、とても難しい問題であることが伺えます。今後、世論が成熟し、それが立法に反映され、どのように推移していくか見守っていく必要があります。

最後になりますが、遺言書を作成したお客様が、面識のない子に相続権があることに納得がいかない妹を「法律なら仕方がない。法律とはそういうものだよ」と説得されていたことを思い出します。この判決後にお客様とは連絡を取っていませんが、お客様はやはり仕方がないとこの最高裁判所の判決を静かに受け止めているのでしょうか。

(文責：司法書士法人山田合同事務所 吉村由紀)